



倒産法の概要 6

2013.10.03

前回から、破産手続について少し詳しく説明しています。今回は、破産手続開始原因についての説明です。

1. 債務者と破産手続開始原因について

破産手続では、債務者の種類によって、破産手続開始原因が違います。

債務者の種類に応じて、その債務者の破産手続開始原因が存在するときに、裁判所の決定で破産手続が開始されます。

債務者が**存続中の法人**（合名会社及び合資会社を除く）である場合には、**支払不能**又は**債務超過**が破産手続開始原因となります（破産法 16 条）。

債務者が**自然人**の場合には、**支払不能**が破産手続開始原因となります（破産法 15 条）¹。

破産手続開始原因については、実務上問題となることはあまりありません。なぜならば、破産手続開始原因の有無はその立証が容易だからです。

2. 破産手続開始原因の具体的内容

(1) 支払不能

支払不能とは、「債務者が支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態」をいいます（破産法 2 条 11 項）。

「**支払能力を欠く**」とは、財産、信用、あるいは労務による収入のいずれをとっても、債務を支払う資力がないこといいます。「**一般的**」とは、特定の債権者との関係だけではなく、総債務の弁済について債務者の資力が不足している場合をいいます。「**継続的**」とは、一時的な資金不足ではないということを意味します。

(2) 支払停止

債務者が支払を停止したときは、支払不能にあたるものと推定されます（破産法 15 条 2 項）。支払停止は、支払不能を法律上推定されるだけですから、支払停止があるにもかかわらず支払不能でないことが債務者によって証明されれば、破産手続は開始さ

¹ その他にも、相続財産をもって相続債権者等に対する債務を完済できないときは、債務超過が破産手続開始原因となり（破産法 223 条）、信託財産をもって信託財産にかかる債務を完済できないときは、支払い不能又は債務超過が破産手続開始原因となります（破産法 244 条の 3）。



れません。

ここにいう**支払停止**とは、弁済能力の欠乏のために弁済期の到来した債務を一般的、かつ、継続的に弁済することができない旨を外部に表示する債務者の行為をいいます。

支払停止の具体例としては、手形の不渡り、夜逃げなどのいわば債務者のギブアップ宣言と解されるものが挙げられます。

(3) 債務超過

債務超過とは、法人については「債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態」（破産法 16 条 1 項）をいいます。

債務超過の判断に当たっては、弁済期が到来した債務だけではなく、期限未到来の債務も債務額の中に計上されます。債務超過は、ある程度の持続性をもった客観的状态を意味し、法人が地震などの突発的原因によって一時的に債務超過に陥っても、その回復が予想されるようなときには、破産手続開始原因には当たりません。

従来の日本企業は、借金経営で業務を拡大してきたところが多く、形式的に見ると債務超過という企業が多くあります。そうすると、多くの企業が破産手続の対象となってしまうということが、問題となります。

そこで、債務超過の有無を判断する基準として、**継続企業価値** (going concern value) によって判断すると考えれば上記の問題も少なくなるといわれています（継続企業価値を上回る借金経営までは保護に値しないと考えられます）。

以 上